

ごみ減量・リサイクル協力店

を募集しています！

本庄市では資源物の店頭回収やマイバッグの推奨などごみの減量やリサイクルを推進している小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定して、市のホームページや広報を通して、お店の活動をPRしていきます。



～ お店の取り組み ～

市内の小売店で2つ以上実施している店舗が対象になります。



資源物の
店頭回収



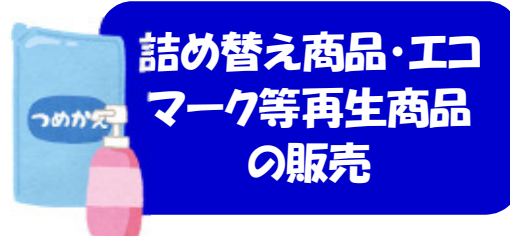
買物袋の
持参奨励



商品の簡易
包装の推進



店舗から出るごみの
減量化・資源化
に努めている



詰め替え商品・エコ
マーク等再生商品
の販売

協力店にはこのステッカー
とのぼり旗を無料で配布し
ます！



ごみ減量・リサイクル協力店Q&A

Q1 ごみ減量・リサイクル協力店とは？

ごみの減量化やリサイクルなどに取り組んでいる小売店舗、環境に配慮されている小売店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」として、本庄市が認定します。

Q2 認定されるメリットは？

協力店を本庄市の広報やホームページ、フェイスブックで取り組みなどをPRします。
協力店の目印であるステッカーとのぼり旗を無償で提供いたします。

Q3 申請の方法は？

認定申請書を環境推進課または環境産業課(児玉総合支所)でもらうか、本庄市のホームページからダウンロードして、必要事項を記入の上、環境推進課へ提出をお願いいたします。(郵送も可)

Q4 どんな店舗が申請できるの？

本庄市内にある小売店舗で ①資源物の店頭回収、②マイバッグの持参推奨、③商品の簡易包装の推進、④再生商品・環境に配慮した商品の販売、⑤店舗から出るごみの減量化・資源化の推進 から2つ以上実施している店舗が対象になります。

Q5 認定に期限はある？

認定された日から翌年度の3月末までになります。引き続き認定されるためには、更新手続きが必要になります。

Q6 活動内容の報告は必要？

活動内容の報告は不要です。
認定申請を提出いただいた後、店舗の活動の様子を確認させていただくため、訪問させていただきます。ご協力お願いいたします。

★その他、ご不明な点がございましたら、本庄市環境推進課(25-1172)までお気軽にご連絡ください。

お問合せ：
本庄市経済環境部環境推進課
本庄市本庄3丁目5番3号

TEL:0495-25-1172
FAX:0495-25-1248
Mail:kankyo@city.honjo.lg.jp

更なるごみの減量化・
資源化のため、ご協力
お願いします！



はにぼん
HONJO CITY